

【学級閉鎖等の臨時休業、児童生徒等の出席停止措置の取扱いについて】

	1月10日以前	1月11日以降～当面の間
学校・保育PCR検査対応の学校	<p>【県立学校】 感染者が感染可能期間に登校し、他者との接触があった場合 ○学級閉鎖、接触者等の出席停止措置（概ね3日） →濃厚接触者及び接触者の学校 PCR 検査の実施</p> <p>→設置者は、閉鎖の範囲に応じて、その者の検査の結果及び発熱等の風邪症状の有無を確認した上で解除の判断を行う。</p> <p>【市町村立学校（園）】 設置者は、設置者で判断基準を設け、学校の運営方法を学校へ指示する。 →濃厚接触者及び接触者の学校 PCR 検査の実施 →設置者は、設置者で判断基準を設け、所管する学校へ指示する。</p>	<p>【県立学校】 感染者が感染可能期間に登校し、他者との接触があった場合 ○学級閉鎖、接触者等の出席停止措置（感染者との最終接触日の翌日から5日間） →濃厚接触者の学校・保育 PCR 検査の実施 ※接触者の検査は行わない（申込不要） ※ただし、1/10 までの申請分については、接触者検査を実施するかどうかについて、学校・保育 PCR 検査支援チームと相談する。</p> <p>→設置者は、閉鎖の範囲に応じて、その者の発熱等の風邪症状の有無を確認した上で解除の判断を行う。</p> <p>【市町村立学校（園）】 県立学校に準じた対応</p>
保健所対応の学校	<p>【県立学校】 感染者が感染可能期間に登校し、他者との接触があった場合 ○学級閉鎖、接触者等の出席停止措置（概ね3日） →保健所の指示に従い、積極的疫学調査、濃厚接触者及び接触者検査等に協力 →設置者は、閉鎖の範囲に応じて、その者の検査の結果及び発熱等の風邪症状の有無を確認した上で解除の判断を行う。 （接触者検査が行われなかった場合は、3日が経過した後、接触者の発熱等の風邪症状の有無を確認した上で解除の判断）</p> <p>【市町村立学校（園）】 設置者は、設置者で判断基準を設け、学校の運営方法を学校へ指示する。 →保健所の指示に従い、積極的疫学調査、濃厚接触者及び接触者検査等に協力 →設置者は、設置者で判断基準を設け、所管する学校へ指示する。</p>	<p>【県立学校】 感染者が感染可能期間に登校し、他者との接触があった場合 ○学級閉鎖、接触者等の出席停止措置（感染者との最終接触日の翌日から5日間） →左に同じ →左に同じ</p> <p>（接触者検査が行われなかった場合は、感染者との最終接触日の翌日から5日が経過した後、接触者の発熱等の風邪症状の有無を確認した上で解除の判断）</p> <p>【市町村立学校（園）】 県立学校に準じた対応</p>